

子育て家庭の 支援制度



児童手当などを受給するには手続きが必要です。
支給要件に該当したときは、速やかに手続きをしてください。詳しくは二次元コードからご確認ください。



児童手当

▶ **支給対象** / 市内に住所を有する、高校修了年代前(18歳到達後の最初の3月31日までの)児童を養育している父母



※公務員の方は、原則職場での手続きとなります。勤務先にお問い合わせください。

▶ **認定請求(申請)** / 出生や転入など、新たに児童手当の申請事由が生じた方は、認定請求が必要です。認定を受けた方へは、原則として、申請月の翌月分から手当を支給します。ただし、出生や転入日が月末の場合、事由発生日の翌日から15日以内に申請があれば、事由発生月の翌月から手当を支給します。

●令和6年10月からの制度改正の主な内容

- ①支給期間が高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)まで延長されました。
- ②所得制限が撤廃されました。
- ③第3子以降の支給額が増額されました(月 30,000円)。
- ④第3子以降加算の対象が大学生年代(22歳到達後の最初の年度末)まで延長されました。
- ⑤手当の支給月が年6回(偶数月)に変更されました。

※制度改正に係る申請は、令和7年4月1日以降に申請した場合、申請月の翌月から支給になります。

●支給月額

3歳未満	第1・2子の場合	月 15,000円
	第3子以降の場合	月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第1・2子の場合	月 10,000円
	第3子以降の場合	月 30,000円

※第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで

児童扶養手当

所得制限あり

18歳以下の児童(一定の障害を有する場合20歳未満)を監護・養育しているひとり親および養育者に支給されます。お子さんが18歳に到達した3月末で支給が終了します。ご自身の生活が自立していくまでの一時的な支援としてご利用ください。

※公的年金を受給している場合でも、年金受給額よりも児童扶養手当の支給額の方が多い場合に、差額を受給することができます。

	児童1人(月額)	児童2人目以降加算(月額)
手当額	・全部支給 46,690円	・全部支給 11,030円
	・一部支給 11,010円～46,680円	・一部支給 5,520円～11,020円



※所得に応じて支給額が異なります。
※全国消費者物価指数の変動により、支給額が変更となることがあります。

遺児手当

所得制限あり

▶ **支給要件** / 児童扶養手当に準ずる

▶ **手当額(児童1人・月額)** /

- ・県遺児手当 4,350円(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2,500円(ただし、県遺児手当受給者に限る)



特別児童扶養手当

所得制限あり

身体または精神に、中度・重度の障害を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に支給されます。

▼ **手当額(児童1人・月額)** /

- ・1級 56,800円
- ・2級 37,830円

※全国消費者物価指数の変動により、支給額が変更となることがあります。



問 子育て支援課 ☎(55)7118